

群馬県報



目次

規則

○群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部改正

○群馬県漁業調整規則の一部改正

告示

○特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示の一部改正

公告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請

○同

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（

○同

○同

○同

○同

○同

○同

○同

○同

○指定居宅サービス事業者等の指定

○同

○指定居宅介護支援事業者等の指定

○土地改良区役員の退任の届出

○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧

（農業基盤整備課）
（同）
（同）

（高齢政策課）

八 八 七 七 七 六 六 六 五 五 五 四 四 四 三 三 二 一 一

選挙管理委員会告示

○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正

入札公告

○一般競争入札の実施

（病院局総務課）

九 八

規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月七日

群馬県知事 小寺弘之

群馬県規則第九号

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則（昭和四十八年群馬県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例市又は都市計画法第二十九条第一項第四号に規定する事務処理市町村の区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域内で行う開発事業（条例第二十九条第二項第一号に規定する開発事業を除く。）のうち同法第四条第十二項に規定する開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を伴うものに限る。）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月七日

群馬県知事 小寺弘之

群馬県規則第十号

群馬県漁業調整規則の一部を改正する規則

群馬県漁業調整規則（昭和三十九年群馬県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二号中「利根郡水上町大字幸地」を「利根郡みなかみ町幸知」に改め、同条第三号中「利根郡月夜野町大字下牧」を「利根郡みなかみ町下牧」に改め、同条第五号中「勢多郡黒保根村大字水沼」を「桐生市黒保根町水沼」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

●群馬県告示第86号

特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（昭和47年群馬県告示第108号）の一部を次のように改正し、平成18年2月20日から施行する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小 寺 弘 之

表渋川市の部を次のように改める。

渋川市	第2種区域	1 旧渋川市の用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 旧渋川市のうち用途地域を除く区域 3 伊香保町伊香保字湯沢、同炭付街道、同大日向、同甲五輪平、同乙五輪平、同一文字、同梨木、同上湯沢、同上ノ山、同物聞山、同十二平、同甲湯元、同乙湯元、同袋山、同諏訪平、同行人塚、同河原畑、同甲中子、同乙中子、同苗松及び同硯石の区域 4 伊香保町湯中子字東湯中子、同西湯中子及び同長峰の区域 5 伊香保町水沢字宮前の区域 6 北橘町の区域 7 赤城町の区域 8 吾妻川、小野子と横堀の境界、主要地方道渋川新治線、市道（子）1028号線、同1027号線、同1027号線の終点と同1059号線の終点を結ぶ直線、同1059号線、同1110号線、同3号線、同1065号線、同2127号線、同2129号線、同2191号線、同2123号線、同2130号線、同2191号線、同8号線、同3号線、国道17号線及び利根川に囲まれた区域並びに字仙石、同名引沢、同立和田、同十二沢、同戸谷、同桐木、同西沢入、同東沢入、同瘠敏、同善棚、同中谷戸、同小沢、同大貝戸、同高立及び同加生のうち第3種区域を除いた区域
-----	-------	--

	9 小野子字広町、同宮ノ下、同石合、同宮原、同田島、同後久保、同後田、同上手、同鯨谷戸、同井戸上、同八木沢、同清水、同藤田、同一本木、同又五郎、同油谷戸、同滝岡、同滝岡堂下、同木ノ間、同釜久保、同手沢、同大ヶ谷戸、同上ノ山、同関口、同日照、同唐沢、同染齒、同外河原、同小野子田、同小見山、同北ノ谷戸、同宮、同沢頭、同中田、同田野入、同長福寺、同落釜、同前原、同鳥屋、同三田野、同祖母塚、同東光寺、同戸室、同田野、同城ノ腰、同南谷戸、同糺屋、同竜王、同宮坂、同金善寺、同大平、同伊久保、同程久保、同陣出及び同四方木の区域 10 村上字岩井堂、同北塩川、同塩川、同塩ノ上、同西原、同東原、同石臼、同別当、同谷後、同谷ノ口、同沼出城里、同黒岩、同上中尾、同中尾、同下中尾、同榎平、同鑓沢、同上ノ街戸、同南、同下平、同田島、同伊久保、同甲里、同甲里山及び同如意庵の区域
第3種区域	1 旧渋川市の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域 2 伊香保町伊香保字原、同乙原、同一ッ穴、同西沢、同香湯、同甲境沢、同乙境沢、同赤土、同雷之塚、同甲外野及び同乙外野の区域 3 吾妻橋北端から中郷字長坂地内市道(子)8号線までの間の国道17号線及び鯉沢十字路より主要地方道渋川新治線までの間の国道353号線の両側50メートルの範囲の区域及び白井字尖野131番地から白井字北中道2384-2番地までの区域の国道17号バイパスの両側50メートルの範囲の区域並びに白井字北中道2367-2番地から吹屋字平間510-5番地までの区域の国道353号バイパスの両側50メートルの範囲の区域 4 小野子字細田の区域 5 村上字堀ノ内、同御甲山及び同寺沢の区域
第4種区域	旧渋川市の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域

表伊香保町の部、北橋村の部、赤城村の部、子持村の部及び小野上村の部を削る。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わたらせライフサービス
- 3 代表者の氏名 宮地由高
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市広沢町一丁目2619番地7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域及び社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小 寺 弘 之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月23日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人飛組

- 3 代表者の氏名 金子晴義
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市日吉町二丁目17番地18
- 5 定款に記載された目的 この法人は、祭の伝承、及び災害救援等に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市大渡こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 中野恵子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市岩神町三丁目18番6号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市桃木こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 内山仁資
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市幸塚町182番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市風の子こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 池田博喜
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市上新田町249番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安

全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市朝倉・天神こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 八木原正明
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市後閑町10番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市桃井・中央こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 八木原正明
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市紅雲町二丁目10番4号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市日吉こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 横坂英治
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市日吉町三丁目15番地9
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市山王こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 八木原正明
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市山王町二丁目13番地5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人前橋市元総社北こどもクラブ
- 3 代表者の氏名 八木原正明
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市元総社町1979番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年1月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人高齢者生活支援
- 3 代表者の氏名 新井茂
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市琴平町9番48号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者に対して日常生活上の支援と高齢者同士の交流を図る社会教育と地域に住む子供たちの安全な環境を維持する活動を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び当該指定に係る

居宅サービス事業を行う事業所をサービスの種類ごとに平成18年1月1日、次のとおり指定した。

平成18年2月7日

群馬県知事 小 寺 弘 之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会	社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会鬼石	藤岡市鬼石139-1	訪問介護、通所介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をサービスの種類ごとに平成18年1月23日、次のとおり指定した。

平成18年2月7日

群馬県知事 小 寺 弘 之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協群馬訪問介護事業所	高崎市棟高町977-1	訪問介護
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協箕郷介護サービスセンター	高崎市箕郷町生原74	訪問介護、訪問入浴介護
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協倉渕訪問介護事業所	高崎市倉渕町岩氷19-1	訪問介護
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協新町訪問介護事業所	高崎市新町3135-1	訪問介護
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協新町訪問入浴介護事業所	高崎市新町3135-1	訪問入浴介護
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協群馬デイサービスセンター	高崎市棟高町977-1	通所介護
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協倉渕デイサービスセンター	高崎市倉渕町岩氷19-1	通所介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所を平成18年1月23日、次のとおり指定した。

平成18年2月7日

群馬県知事 小 寺 弘 之

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協箕郷介護サービスセンター	高崎市箕郷町生原74
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協群馬居宅介護支援事業所	高崎市三ツ寺町1094-2
社会福祉法人高崎市社会福祉協議会	高崎社協倉渕居宅介護支援事業所	高崎市倉渕町岩氷19-1

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会

高崎社協新町居宅介護支援事業所

高崎市新町3135-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり群馬用土地利用改良区役員の退任の届出があった。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
群馬用水	理 事	退 任	石 井 清 一	群馬郡榛名町大字中室田196番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、伊勢崎市営土地改良事業今井城地区の換地計画を適当と決定した。

なお、同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月7日

群馬県知事 小寺弘之

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成18年2月8日から同年3月8日まで
- 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所

選挙管理委員会告示

●群馬県選挙管理委員会告示第9号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示(昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、平成18年2月20日から施行する。

平成18年2月7日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村昭明

表1の項中「渋川総合病院 渋川市1338番地4」を「渋川総合病院 渋川市渋川1338番地4」に、「医北

療法人恒和会 関口病院	同	1693番地の12	を	「医療法人恒和会 関口病院	同	渋川
毛保健生活協同組合 北毛病院	同	有馬237番地の1		北毛保健生活協同組合 北毛病院	同	有馬
				医療法人橘会 上之原病院	同	北橘
				医療法人 北関東循環器病院	同	北橘
				群馬県立小児医療センター	同	北橘

1693番地の12	「医療法人済恵会 須藤病院	同	安中三丁目25番13号
237番地の1	医療法人橘会 上之原病院	同	勢多郡北橘村大字上南室162の1
町上南室162の1	医療法人 北関東循環器病院	同	北橘村下箱田740
町下箱田740	群馬県立小児医療センター	同	北橘村下箱田779番地
町下箱田779番地			

恵会 須藤病院 同 安中三丁目25番13号」に、「介護老人保健施設 銀玲 渋川市石原564番地1」を

「介護老人保健施設 銀玲 渋川市石原564番地1
老人保健施設 たちばな荘 同 北橋町上南室163番地の1」に、「医療法人済恵会 介護老人保健施設めぐみ 安中市安中三丁目2
勢多郡北橋村上南室163番地の1」を「医療法人済恵会 介護老人保健施設めぐみ 安中市安中三丁目2

5番13号」に改め、表2の項中「特別養護老人ホーム かない苑 同 金井2212-1」を「特別養護老人ホーム ねむの丘 同 勢多郡
特別養護老人ホーム サンホーム ふじみ 同 北群馬
特別養護老人ホーム 春日園 同 北群馬
養護老人ホーム 春日園 同 北群馬

ホーム かない苑 同 金井2212-1 「特別養護老人ホーム ねむの丘 勢多郡
ホーム ねむの丘 同 北橋町八崎2365番地1 に、特別養護老人ホーム サンホーム ふじみ 同
ホーム 春日園 同 中郷2399の7 特別養護老人ホーム 春日園 同 北群馬
ム 春日園 同 中郷2399 養護老人ホーム 春日園 同 北群馬

北橋村大字八崎2365番地1
富士見村大字小沢字中八幡207-1 を「特別養護老人ホーム サンホーム ふじみ 同 富士見村大字小沢字
郡子持村大字中郷2399の7
大字中郷2399 」

中八幡207-1」に改める。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。

平成18年2月7日

群馬県立心臓血管センター院長 大 島 茂

1 調達内容

- (1) 業務及び数量 群馬県立心臓血管センター建物清掃及びごみ収集、運搬、処理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 契約担当者が入札説明書で指定する仕様による。
- (3) 履行期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県立心臓血管センター
- (5) 入札方法 上記1(1)の件名について入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2の規定により作成された平成14～16年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3の12 群馬県立心臓血管センター事務局総務グループ 担当 高橋一浩 電話027-269-7184
- (2) 入札説明書の交付方法 入札説明会において直接交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 平成18年3月9日（木）午前10時 群馬県立心臓血管センター会議室
- (4) 入札、開札の日時及び場所 平成18年3月23日（木）午前10時 群馬県立心臓血管センター会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同日同時刻までに3の(1)の場所に必着のこと。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

定 毎週火・金曜日発行
価 本号一部四、二〇五二円
(消費税、地方消費税を含む。)発行 群馬県
印刷所T前株
E橋式
L市会
〇古社
二市
七町上
一丁毛
二五目
四一五新
九〇一
九一聞
六二
三一社

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した調達内容の完全な履行が可能であると判断できる必要書類を、入札書の提出期限の1週間前までに提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他群馬県病院局財務規程(平成15年群馬県病院管理規程第5号)第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 当該調達内容の履行が可能であると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、群馬県病院局財務規程第116条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 調達内容の変更等 平成18年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合その他の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shigeru Oshima, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (2) Content of the consignment contract: Building cleaning and collecting, carrying and disposing of garbage in the Gunma Prefectural Cardiovascular Center
- (3) Deadline for tender: 10:00 AM March 23, 2006
- (4) For further information, contact: Kazuhiro Takahashi, General Affairs Section Administration Office of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center, Kou3-12, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken 371-0004 TEL 027-269-7455